



宮 崎 県 公 報

平成19年3月16日 (金曜日) 号外 第22号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料 (送料共) 1年 36,000円

目 次

条 例	頁
○宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例……………	○県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙 すべき議員の数に関する条例の一部を改正する 条例……………
1	2

条 例

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第三十二号

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮崎県議会委員会条例（昭和三十二年宮崎県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「名称及び所管」を「名称等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 議員は、それぞれ一箇の常任委員となるものとする。

第六条に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第六条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により委員を指名したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第十三条に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第十三条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により委員の辞任を許可したときは、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第二十一条中「法令又は条例に基く」を「法律に基づく」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十六日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県条例第三十三号

県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和三十三年宮崎県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

第五条中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第四条とする。

第六条中「延岡市（東臼杵郡北川町の区域を含む。） 五人」を

「延岡市 五人」に、

「東臼杵郡（北川町の区域を除く。） 一人」を

「東臼杵郡 一人」に改め、同条を第五条と

する。

附 則

この条例は、平成十九年三月三十一日から施行する。